

二つの認定資格で 信頼に答えていく

社団法人 全国防水工事業協会
会長 **高山 宏**



皆様、新年明けましておめでとうございます。今年は「亥」年。猪突猛進、わき目も振らずに突っ走るイメージの通り、景気には大いに期待したいところです。その景気は戦後最長のいざなぎ景気を超えたとの報道もありますが、実感できないとの声も強くあり、また、「格差社会」の伸張を危惧する論調も目立ちます。「格差社会」は個人の資産、所得を含めた経済格差を指し示すものですが、産業にも当てはまる言葉かもしれません。各種景況調査は、依然として建設業界は厳しいと予測しております。中でも下請の弱い立場にある専門工事業者は、なお続く建設市場の縮小と最近顕著となってきたダンピング受注とで一段と追い詰められている状況にあり、建設現場の最前線で働く技能者の待遇も低いまま他産業に見劣りする状況が続いています。今年は団塊世代の高齢労働者が第一線から退くそのピークの年にあたります。近年これを見越して人材確保をめぐる企業の動きが活発となっていますが、待遇面で劣る専門工事業界の人材確保は思うように進んでいません。専門工事業者としての優位性を維持していくためにも、高い技術・技能の継承を託すべき次の世代の人材確保は欠かすことの出来ない問題であり、非常に憂慮すべき事態と考えております。

さて、全防協では専門工事業者としての高い品質の確保、維持に努めるため、防水施工管理業務を担当する会員会社の社員を対象とする防水施工管理技術者資格を独自に認定し、その普及を図っております。お蔭様で累計の資格認定者は500名を超えるまでとなり、防水工事業界の資格制度として着実に定着しております。昨年の総会でも明らかにしておりますが、今年、全防協は平成11年に基本的な検討を終えながら防水施工管理技術者資格制度の普及を優先するため凍結してきた防水基幹技能者制度の推進に向け、全力で取り組んでまいります。既に昨年11月の理事会において、委員会の設置が議決され、実施に向けた準備がスタートしており、認定講習会の日程等についても出来るだけ早い段階で明らかにできるようにしたいと考えております。

基幹技能者制度については、同制度を既に運営している団体を中核メンバーとする基幹技能者制度推進協議会において受講資格等の統一化に向けた取組み検討が進められており、また、一定条件を満たす団体の基幹技能者については経営事項審査の加点評価する際の条件が国土交通省より提示されておりますので、その状況を見ながら制度の見直しについても柔軟に対応していきたいと思っております。

全防協では、防水基幹技能者と防水施工管理技術者の二つの認定資格を車の両輪として業界の技術・技能の維持向上につなげ、業界の健全な発展に寄与してまいりたい所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

分離発注の実施拡大を



北海道支部長
佐藤 孝之

新春を迎え謹んで新年のお喜びを申し上げます。

日本経済は、個人消費の伸びは鈍化しているものの景気回復が続いており、設備投資の増加、円安傾向などから株価も堅調に推移しているようです。また、現在の景気拡大は「いざなぎ景気」を超え戦後最長といわれており、全国的には明るい年が期待されています。

北海道経済の見通しですが、昨年行われた全国企業意識調査で本道の場合87%が「景気回復の実感がない」と答えているところで、景気動向の反映が遅い地域性とあいまって公共事業への依存度が高い体質にあるため本年も厳しいものであると思います。

昨年は、耐震偽装の問題、佐呂間町を襲った竜巻による惨事など暗い出来事もありました。しかし、一方スポーツ面では、道民を大いに元気付けてくれました。駒大苫小牧高校野球部による甲子園での3連覇に値する準優勝、プロ野球北海道日本ハムファイターズが本道に移籍3年目にして日本一に輝いたことです。道民の強い期待感を結実させ喜びを共有できたことは、本年の明るい活発な経済活動への要素となるに違いないと思っております。

さて、道内防水工事業界を取巻く情勢ですが、昨年に引続き全国的な公共事業の減少や、旧産炭地域市町村を主とする自治体の厳しい財政事情からみて、最悪期を脱したとはいえ工事需要の減少傾向は避けられず、本年も受注環境は深刻であると言わざるを得ません。

当支部では、相互理解と共通する諸問題への対処を目的として平成13年に設立された北海道防水工事業団体連合会（北海道アスファルト防水工事業協同組合、北海道シート防水工事業協会、北海道シーリング工事業協同組合及び北海道塗膜防水工事業協会の4団体で構成）と協力して、講演会や研修会の開催、技能検定講習会への助成などの事業に取り組んでおります。当支部のこれまでの主な活動として、研修会、調査活動及び意見交換などによる交流の形で適正価格の維持、冬季施工の問題、防水工事保証契約の条件、分離発注の推進、労働災害防止等の課題について会員相互の共通認識を高める中で一致協力して取り組んで参りました。

今後における継続的課題の一つとして、北海道では近年新築工事が減少傾向にある中で、防水の修繕サイクル上改修工事が平準的に見込まれ、かつ単独工事も少なくないことから、改修工事を重点に分離発注の実施拡大を引続き関係官庁に要請して参りたいと考えております。また併せて安全管理体制の確立と品質管理の徹底に努めることも重要と思っております。最後になりましたが、皆様にとってより良い一年でありますようご多幸とご繁栄を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

建設業の社会的信用を



東北支部長
太田 広治

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には穏やかな初春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、あの48豪雪以来の大雪で、除雪に大汗して始まり、雪国の方々はわが業界のみならず、大変な思いをしたことでしょうか、また、全国的に幼児虐待やいじめの問題が多くマスコミに流れた年ではなかったでしょうか。

特に私が住んでいる秋田では、母親が自らの子供の命を絶ってしまうニュースには、地元ゆえに大変ショックな出来事でした。

ところで、私事ですが、昨年支部役員の改選がありまして、前直江支部長からの推薦を受け、引き受けましたが、浅学菲才の身ですが、会員の皆様のご指導を頂きながら、支部及び本部の発展のために努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

さて、姉妹の偽造問題や、業界の談合など、世間では建築業界を見る目が非常に冷たく、業界全般の問題として取り組まなければ、物造りを夢見る多くの若者たちが失望するのではないのでしょうか。

会員共々信頼回復のため、知恵を出し合いながら頑張っていきたいと思っておりますので、今年一年よろしくお願ひいたします。

基幹技能者の早期誕生に協力



関東・甲信支部長
中村 正雄

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。景気にかける期待は、毎年非常に大きいのですが、今年はどんな一年となるのでしょうか。昨年11月に「いざなぎ景気」を超えたとの報道があったのは記憶に新しいところで、今年の景気に関しては様々な機関からの予測や識者のコメントなどが発表されていますが、当面、緩やかながらその基調を持続した成長が続くというのが大方の見方のようです。私も建設専門工事業に身を置く者からすると、今が「いざなぎ景気」を上回るほどの長期に亘る景気拡大局面にあると言われてもどこか別世界のこのように感じられ、全く実感を伴わないというのが正直なところ。民間工事での激しい競争に加え、公共工事が依然として減少傾向にあってダウンピングともいべき低価格入札が頻発する中、一段と苦しい立場に追い詰められている弱い立場の専門工事業者に春は遠く、業界の将来だけでなく、わが国経済を支える基幹産業という観点からも悲しいことと言わざるを得ません。

さて、建設専門工事業の苦境が続きますが、今は新年度に向け、支部の予算並びに事業計画を具体的に検討していかなければならない時期です。当支部では従前から支部報「防水」の定期発行と研修会等の実施を大きな柱として活動してきており、基本的には次年度もこれを継続して参りたいと考えています。特に研修会については、PC研修としてはこの3年間、CADを採り上げておりますが、担当の企画運営委員会にはその研修レベルや実施時期等について改めて検討をお願いしているところです。

また、昨年6月の本部総会における挨拶の中で、高山会長が防水の基幹技能者制度を早急に立ち上げる方針を明らかにされ、これに沿って11月の理事会で19年度中の実施に向けた体制が承認されました。現在、これに基づいて急ピッチで準備が進んでおり、初回の講習、試験の実施には関東・甲信支部も協力し、基幹技能者を無事に誕生させるべく最大限のお手伝いをするつもりです。この基幹技能者と既に500名を超えた防水施工管理技術者との2つの資格を通して業界としての結束力を高め、その声を外にも向けていけるようになれば良いと思っております。

来る3月14日には、今年度2回目となる正副分会長会議の開催を予定しております。この会議は分会との間で意見を交わすとともに、地域の実情などをお話し、それを支部運営に反映させるとともに、地方整備局など行政機関幹部との意見交換の場で防水工事業界の状況を説明する際の参考とさせていただく目的で開催するものです。支部が果たすべき役割は、既にある支部事業計画に沿って地道に、着実にそれを実施していく事もさることながら、状況に即して事業を新しい視点で計画提案し、実施していく事も重要です。会議の結果によっては、本部の了解を得て、次年度事業計画をその時点でも見直したいと考えております。年度末近くの開催となりますが、各分会代表の皆様には是非ご参加をお願いいたします。

また、一昨年から本部経営委員会の要請により、私が委員長となったIT化推進委員会において調査実施などの活動を行っておりますが、今後は1都8県の電子入札の実態を調査によって明らかにしたいと考えておりますので、その際には、皆様のご協力をお願い申し上げます。支部活動の充実には、その体制作りを重点を置き、会員の中から適材の人材を結集して、集団としてのマンパワーを高めることが必要です。自薦他薦を問わず、業界の将来に危機感を持つ方々には、是非この関東・甲信支部の活動にご協力をお願い申し上げます。

関東・甲信支部は事業を通して少しでも皆様のお役に立つよう、努力してまいり所存です。今年も昨年に倍して支部事業へのご協力とご参加をお願いし、年初のご挨拶と致します。

適正価格での受注と技能者の教育に取り組む



中部支部長
木下 一好

新年明けましておめでとうございます。皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

建築工事の需要が上向している中部地区では、鉄筋や型枠などの躯体系職種の技能者の不足から、工事に着手できない、あるいは専門工事業から受注を断られるゼネコンが出始めていると言います。現状の技能者の賃金ではなり手がおらず、不足感をもっと強まると予測されています。

耐震偽装事件の背景には、バブル崩壊以降の元請けの現状チェック部門の弱体化、現場を管理できる技術者が少なくなったことが挙げられます。凶面などを見て、これはおかしいと気付く感性を持つ人が減っているのです。プロの技術者なら、その結果がどうなるか分かっていたはず。もっとも技術者不足について言えば、耐震偽装事件がなくても状況は変わらなかつたろうと思います。

バブル崩壊以降は元請け企業間で低価格受注が横行し、専門工事業も仕事が途切れれば生き残れないとして、安い単価で引き受けてきました。結果として技能者の賃金にしわ寄せが広がっています。

われわれが管理能力の向上に努め、適正価格で受注することが技能者の地位向上や処遇改善につながります。技能者がいかに現場を円滑に運営するかで安全、工程管理、品質、コストが左右されます。それほど大事な役割を担っているのです。建設産業全体で技能者の教育に取り組まなくてはならない時期にきています。

防水市場を取り巻く環境は厳しいものですが、課題を一つ一つ解決して、さらなる進化を目指して活動していきます。今後とも関係各位の皆様のご支援とご指導をお願い致します。

会員一同、心を一つに



北陸支部長
北川 栄一

新年あけましておめでとうございます。皆様方には健やかなお気持ちで新しき年を迎えられたことと、先ずはお慶び申し上げます。

昨年改革をめざした小泉内閣から安倍内閣へとバトンタッチされました。地域間、業種間にわたって拡大した格差を、どの様に平準化してくれるのか、その手腕を期待するところであります。

建設業界にあっては、耐震偽装問題や官民癒着の談合問題等、企業の存続の根幹をゆるがす様な大事件が続発しました。我々自身の経営姿勢が問われております。当北陸地区においても元下関係、職能工の雇用問題、産廃処理問題、材料費の高騰等、厳しい状況に何ら変わりありません。3年前から建設産業専門団体地区連合会の一加盟団体として、国土交通省北陸地方整備局担当者との意見交換会を実施しております。回を重ねる毎に我々の実状を理解していただき、その実をあげていることが、アンケート調査の結果を見ても現れております。このような活動も有効な手段と考え、今後も地道に継続していきたいと思っております。

今年も地区会員一同、心を一つにしてこの厳しい状況に立ち向かい共に向上していくことを誓って、年頭の挨拶と致します。

激動の年を振り返って



近畿支部長
玉木 道廣

全防協会員の皆様明けましてお目出とう御座います。会員の皆様に於かれましては希望に満ちた新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。さて、昨年は近畿支部にとりましては、大きな激動の年でありました。

永年良きパートナーとして又、よき先輩組合として協賛事業、協賛行事を共有し多くの助言や協力を得てまいりました西部アスファルト工事業協同組合が解散し、全防協近畿支部が独自で事務所並びに事務局の運営をして行かなければならなくなりました。しかし役員各位のご協力により全ての事案を無事こなし、現在では新事務所に於きまして順調な業務を行っております。本年度からは従来西部アスが行って居りましたアスファルト防水並びにトーチ工法の技能検定も、従来のFRP技能検定と合わせて全防協近畿支部で実施する事となり、関係各位には多大の犠牲と協力をお願い致して居る所であります。防水技能検定では全防協が行っている以外の検定につきましてもその実施団体と緊密に連絡を取り合い、連絡協議会を開催し検定を充実したものにしたいと考えております。

最近防水業界でも世代交代が進み団塊の世代のリタイアが進んでおりますが、近畿支部では新年度から青年部会を発足させ二代目オーナーや後継者候補の若手育成、人材の発掘を行ない有能な次世代を育てゆく所存であります。全防協近畿支部では会員増強も大きな目標の一つに掲げ入会勧奨を行っておりますが、入会勧奨をするのにも魅力のある全防協でなければなりません。新体制を確立し今後も地味ではありますが、地に足が着いた会員の皆様に直接関係のある事業を展開していき、会員の為の全防協を目標として今後も活動を進めて行く所存であります。今後とも全防協の事業にご協力をお願いすると共に防水業界の地位向上と発展にご尽力をお願い致します。最後に今年が会員企業各位のご繁栄の年になりますようにご祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

情報の発信基地としての役割を



中国支部長

長島 隆良

新年明けましておめでとうございます。

平成 19 年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

昨年の 11 月には「いざなぎ景気」をも超え、戦後最も長期にわたり景気が回復し続けていますが、景況感は一業種・地域で大きな格差があります。特に地方に於ける建設産業は公共投資に依存していますが、年々減少していく公共工事は更なる競争原理を重視した入札に変わってきており、超安値による落札が数多く見られます。昨年の現職知事の入札に関係した不祥事は言語道断ではありますが、このことにより公共工事に対する一層の逆風を多に懸念しています。

全防協におきましては従来からの「防水施工管理技術者」の養成に加え、本年より国土交通省の指導・要望に応えるため、上級職長として建設工事現場の要となる「基幹技能者」の養成にも取り組む予定です。このことは技術・技能の相乗効果により、防水工事のますますの信頼・信用の増進ために大いに役立つことと確信しております。

支部活動を行う上で会員同士の相互扶助はもちろんですが、お互いに切磋琢磨しながら自助努力をすることにより、会員各社の成長と共に業界が発展することが重要であると考えています。そのためにも、皆様に最新かつ有用な情報の発信基地としての役割を果たすと共に、会員のためになる事業活動を行いたいと考えております。

今年こそ、好景気の波が地方にも押し寄せることを祈念し、新年のご挨拶といたします。

団結し生き残りを図る



四国支部長

河野 通昭

新年明けましておめでとうございます。輝かしい新春を希望に満ちた心で健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。平素は関係各位、会員の皆様には格別のご支援、ご指導、ご協力を賜りありがたく謹んでお礼申し上げます。

昨年は長く続いた小泉内閣が任期を満了し、フレッシュ感一杯の安部首相をリーダーとする内閣への移行がありました。行革による市町村合併、郵政民営化、地方交付金の削減等による格差が拡大し、又一部の心無い首長や団体によるその必要性を疑われるような大型プロジェクト、裏金や選挙資金確保の為の建造物造営などが社会資本への投資、未来の生活ライン整備等についての行為を無駄使い視される風潮がいつの間にか蔓延し、本当に必要な計画・実施について行政改革の名の下容赦無く切り捨てられたり、大きく変化させられたりの現象に我々弱小零細企業の集まりは長く翻弄され厳しい経営を余儀なくされ続けています。地方は中央集中政策による格差について、色々考えて団結し生き残りを図ることが重要と考えます。

ごく一部の地域、大企業、金融業界には景気の向上、立派な経常利益と聞かされます。人の働きへの対価に、派遣など、又雀の涙ほどの金利と腑に落ちない事が多すぎる今日、行革は悪用されず、真の安全で平和なそして平等な人間社会形成に向けて新しいリーダーの下実践されることを祈念し、併せて皆様の益々のご健勝を祈念しつつ、年頭のご挨拶と致します。

明るい指標が見えてくると信じる



九州・沖縄支部長

青山 英治

2007 年の新春を迎え、(社)全防協の会員の皆様方に謹んで御祝辞を申し上げます。

昨年の建設関係は官製談合問題が相次ぎ発覚し、連日テレビや新聞での報道により、一昨年の耐震強度偽装事件と建設関係に対し悪感情を一般国民にさらに印象づけたのではないかと思います。専門工事業者は技能工不足が加速し、請負単価は上昇することなく現状が精一杯でまだ下落する要素もありますが、景況志向から行くと、公共投資は従来より減少傾向に歯止めはかかるのではと期待致します。民間の設備投資は原油高騰等の不安要素はたくさんあるものの上場会社は過去最高益でかつ増収増益の記事が目飛び込んで参ります。ようやく明るい兆しが見え、上昇的推移をするのではないかと思います。

又最近では、マンション管理組合発注の大規模改修工事が活発で、リフォーム市場はさらに増加すると推測され、専門工事業者も久しく明るい指標が見えてくると信じます。昨年秋頃から私達が居住する福岡も仮設足場やタワークレーンが目立ち、物件的には大小を含め景況感が良くなっている気がします。

本年はこういう条件下で自助努力を行えば今まで苦しみ抜いた過去を打破できると思います。最後に(社)全防協の会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

基幹技能者制度について

基幹技能者とは

基幹技能者とは、「熟練の技を持った技能者で、それに加えて、施工管理、品質管理、原価管理、安全管理等のマネジメントができる、技術的能力も保有し現場の責任施工を担える、いわば上級職長に位置付けられる優れた技能者」(建築業振興基金発行「基幹技能者ガイドブック」より)を指し、建設現場では、以下のような役割が求められることになる。

- 1) 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- 2) 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- 3) 生産グループ内の一般の技能者の施工に関わる指示、指導
- 4) 前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡・調整

また、その位置づけとしては、基幹技能者の資格要件(実務経験10年・1級技能士資格保有など)および現場での高度な作業管理を期待されている状況に鑑み、専門工事業に係わる建設業法上の主任技術者の中でも中核的な役割を担うものとしてイメージされている。

技能者育成の背景

このように、技能面以外にも高い能力を持つ技能者の育成が重要になってきている背景には、まず、建設市場における環境の変化がある。バブル期以降の低調な建設投資や、いわゆる元下関係の役割・機能が変化してきていることなどにより、現場施工の作業管理能力を有する技能者の重要性が高まってきた。今後も優良な建設物を社会に供給

していくには、そうした有能な技能者を育成することが求められている。

しかしながら現状の建設工事には、高い能力を持つ技能者が高いレベルの仕事をしたとしても、それが処遇に反映されづらいという問題も存在している。処遇が能力に伴わない状況では良質な施工も難しく、また若年技能者にとっては将来的な展望も描きづらいため、技能者を志す人はますます減る一方となる。それを改善するには、技能者が能力に見合った処遇を受けられるような仕組みづくりをすることが必要で、基幹技能者制度には、その仕組みを構築するための意味もある。直接施工能力を持った技能者の減少は、日本の建設産業全体を揺るがすことにつながる。建設業界では今、技能者の人材を確保するためにも、その処遇改善が重要な課題となっている。

これまでの流れ

基幹技能者制度への取り組みは、平成7年に旧建設省がまとめた「建設産業政策大綱」の中に、「基幹的技能者」の確保育成が目標として挙げられたことに始まる。それを受けて翌年7月には「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本指針」が策定された。ここでは、基幹技能者の意義やその役割、評価制度のあり方、育成システムの構築に関することなどが示されている。

平成16年6月に国土交通省が策定した「建設産業構造改善推進プログラム2004」の中では、推進事業の一つとして、「基幹技能者等の優秀な人材の確保・育成及び社会的評価の向上」の項目が挙げられている。

平成18年5月に国土交通省は、「今後の基幹技能者制度の推進に関する検討方向(試案)」をとりまとめ公表した。試案

表1 各団体における基幹技能者に係る技能開発計画及び民間資格整備状況(平成18年3月31日現在)

●資格制度整備・運営団体

団体名	職種	民間資格名称	民間資格認定開始時期(年.月)	資格取得者数
全国圧接協同組合連合会	鉄筋	圧接基幹技能者【旧基幹圧接技士】	9.6	381名
日本橋梁建設協会	橋梁架設	橋梁基幹技能者	10.7	458名
プレストレスト・コンクリート工事業協会	PC橋梁架設	PC工事基幹技能者	10.9	306名
日本電設工業協会	電気工事	電気工事基幹技能者 【旧電気工事統括技士(基幹技能者)】	10.12	9,623名
日本造園建設業協会 日本造園組合連合会	造園	造園基幹技能者【旧造園工事基幹技能者】	11.2	3,484名
日本機械土木協会	土工・コンクリート	機械土工基幹技能者【旧機械土工主任工事士】	11.4	908名
日本建築板金協会	板金	建築板金基幹技能者	11.11	1,860名
全国鉄筋工事業協会	鉄筋	鉄筋基幹技能者【旧鉄筋施工管理士】	12.2	437名
日本サッシ協会 カーテンウォール・防火開口部協会	サッシ・カーテンウォール	サッシ・カーテンウォール基幹技能者	13.6	467名
日本外壁仕上業協同組合連合会	外壁仕上工事	外壁仕上基幹技能者	14.5	155名
日本建設大工工事業協会	型枠大工	型枠基幹技能者	14.6	248名
全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	内装	内装仕上工事基幹技能者	15.12	220名
日本空調衛生工事業協会 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	管工事	配管基幹技能者	16.2	615名
日本トンネル専門工事業協会	トンネル工事	トンネル基幹技能者	17.3	100名
全国コンクリート圧送事業団体連合会	コンクリート圧送工事	コンクリート圧送基幹技能者	17.10	89名
日本建設躯体工事業団体連合会 日本鷹工業連合会	とび・土工	鷹・土工基幹技能者	17.10	56名
日本左官業組合連合会	左官	左官基幹技能者	17.11	85名
日本塗装工業会	塗装	建設塗装基幹技能者	18.3	35名
				19,527名

●平成18年度資格制度整備予定団体

団体名	職種	民間資格名称	民間資格認定開始時期	資格取得者数
日本空調衛生工事業協会 全国ダクト工業団体連合会	ダクト工事	ダクト基幹技能者	18年度予定	

では、建設業者の経営事項審査等の公的評価において、基幹技能者資格保有者を評価点数を加算する方向で検討すること、専門工事業の主任技術者のなかでも中核的な役割を担うものとして位置づけ、施工体制の点検における活用や品質確保のための活用等を実施することとしている。

また、平成13年11月には、ゼネコン団体、専門工事業団体、学識経験者、さらにオブザーバーとして国土交通省も加わって、「基幹技能者の評価・活用等検討委員会」が設置され、基幹技能者の周知活動、活用促進に向けた方策、運営団体相互間の連携推進に関することなどを検討してきた。さらに昨年7月には、より活用の具体化を図るために、専門工事業団体が中心となり、ゼネコン、学識経験者、国土交通省が参画した「基幹技能者制度推進協議会」も立ち上げられている。

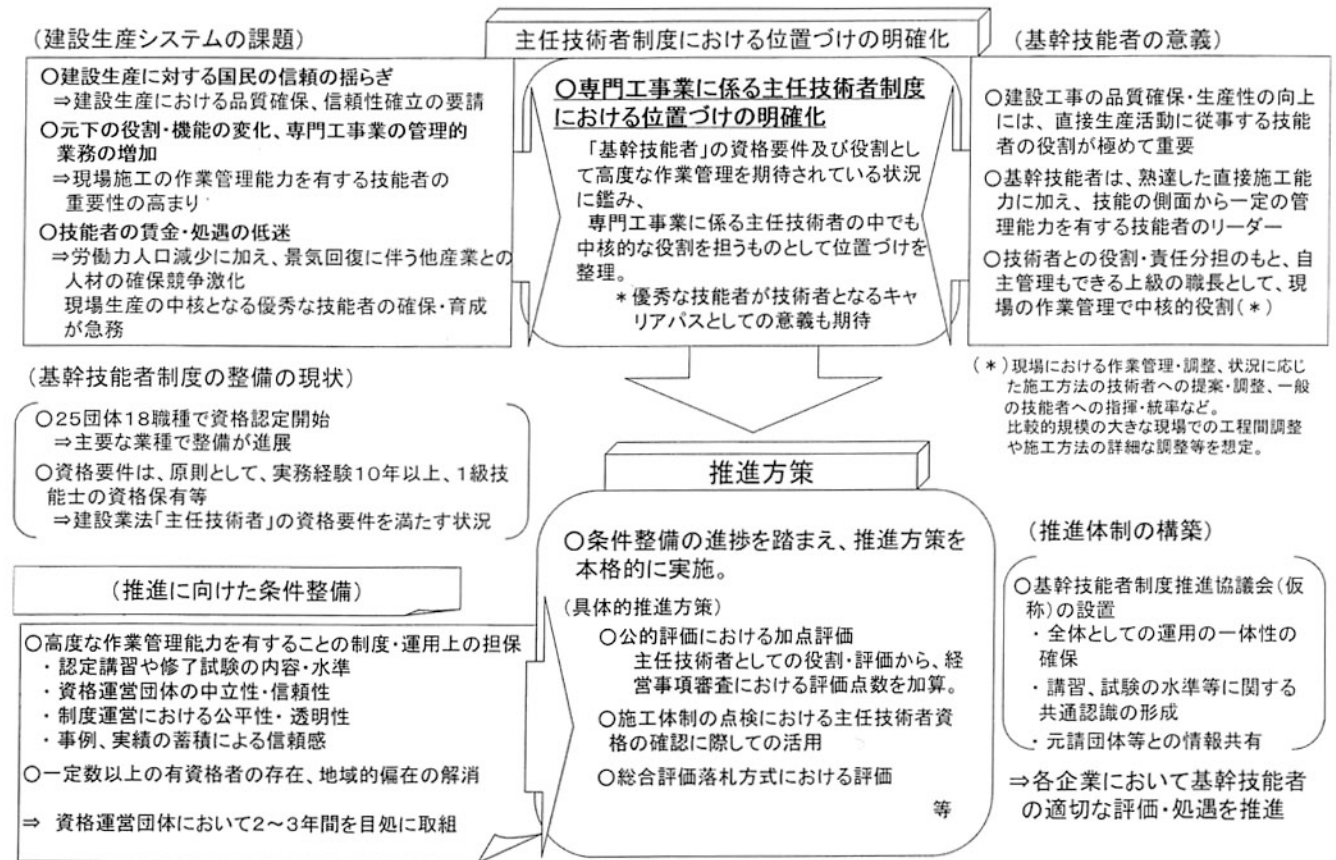
各団体における整備・運営の状況

行政も参画して制度作りを進めている「基幹技能者」だが、これは国家資格ではなく、各専門工事業団体が運営する民間の資格制度である。そのため現状では、すべての職種において制度が整備されているわけではない。

平成18年5月時点で、基幹技能者資格制度の整備・運営を行なっているのは、18職種25団体(表1)。最も早かったのは全国圧接業協同組合連合会が運営する「圧接基幹技能者」で、平成9年6月に認定がスタートしている。また、日本電設工業協会が運営する「電気工事基幹技能者」は、すでに9,000名を超える資格取得者が誕生している。

そのほか、日本外壁仕上業協同組合連合会が運営する「外

今後の基幹技能者制度の推進に関する検討方向(試案)の概要



壁仕上基幹技能者」が平成14年5月に認定を開始しているほか、日本建築板金協会が運営する「建築板金基幹技能者」、全国建設室内工事業協会など3団体が運営する「内装仕上工事基幹技能者」、日本左官業組合連合会が運営する「左官基幹技能者」、日本塗装工業会が運営する「建設塗装基幹技能者」などが、それぞれ認定を始めている。

また、条件整備は、各団体で継続的に進められるべきものではあるが、建設生産システムにおける課題を解決する観点から早急に対応することが求められており、当面、概ね2～3年間を目途に取り組みを進め、進捗状況を整理することが適当とされている。

国土交通省が平成18年5月に「今後の基幹技能者制度に関する検討方向(試案)」で示した条件整備は、以下のとおりである。

今後の動き

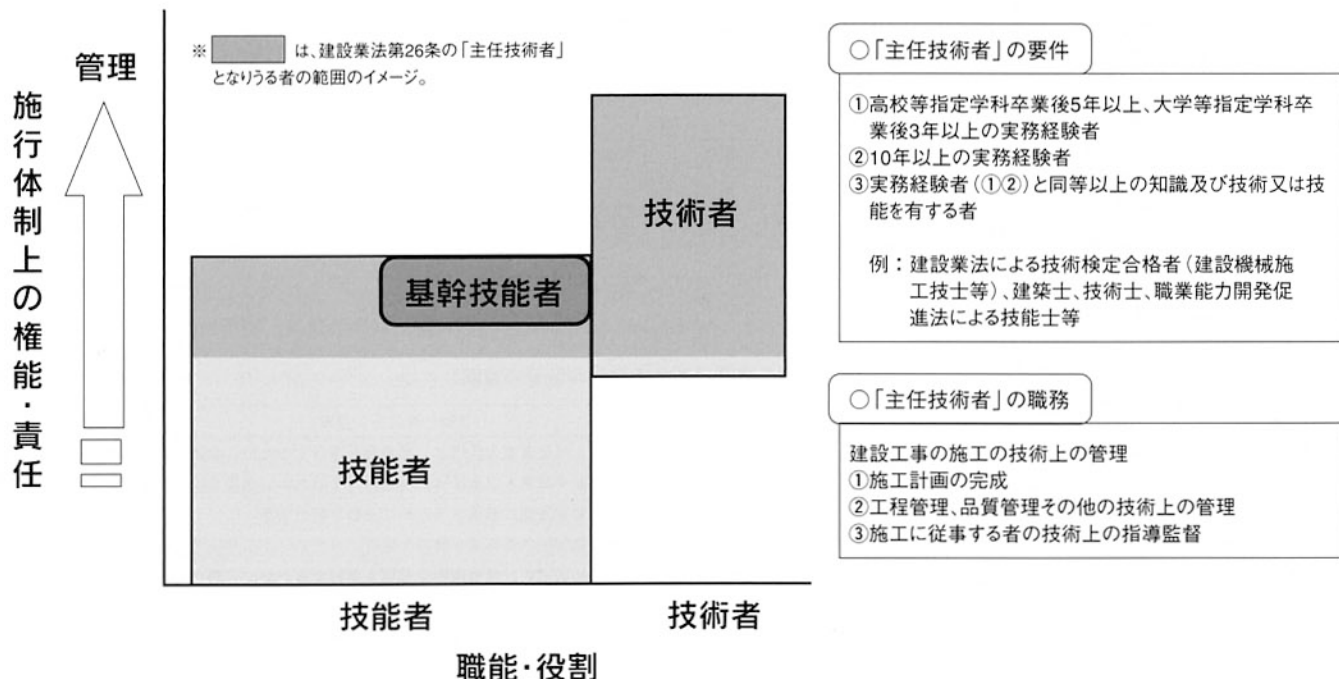
すでに各専門工事業団体で取り組みが進んでいる基幹技能者制度は民間の認定制度であるが、国土交通省では、基幹技能者の資格保有者を「経営事項審査」(経審)の加点評価対象とする方針を打ち出している。この点については、基幹技能者制度推進協議会における受講資格等の統一化に加えて、高度な作業能力を有することを制度・運用において担保することが必要とされ、このため、特に以下のような点について、資格運営団体において条件整備を進めることが必要とされている。

- ・認定講習や修了試験の内容について、建設生産システムにおいて期待される「中核的な主任技術者」としての役割に対応した水準が明確な形で確保されること。少なくとも、主任技術者として認められる他の資格制度における試験水準等と、科目内容や時間数等をはじめ、総体において同等かつ明確なもの確認されること。
- ・資格運営団体の中立性・信頼性が確保されること。
- ・認定講習や試験の事務運営について、公平性・透明性が確保されること。具体的には、問題作成や合否判定の中立性、

参考：「基幹技能者」の建設業法の主任技術者制度における位置づけのイメージ

基幹技能者について、その資格要件（実務経験10年・1級技能士資格保有等）及び役割として現場での高度な作業管理を期待されている状況に鑑み、専門工事業に係る主任技術者の中でも中核的な役割を担うものとして位置づけを整理。

〈「基幹技能者」の建設業法の主任技術者制度における位置づけのイメージ〉



問題や合格基準の公表、公平な受験機会の確保等が担保されること。

・現場において一定程度、活用事例・実績が蓄積され、関係者の間において相応の信頼感が醸成されること。

さらに、今後基幹技能者の一層の活用を進めるに際しては、有資格者数が一定程度存在し、極端な地域的偏在がみられないなど、活用にあたって公平性が確保される条件が満たされることが重要であるとされている。

全防協の取り組み

全防協は、これまで防水工事の施工に要求される高い品質の確保や維持に應えるため、防水施工管理業務を担当する社員を対象に防水施工管理技術者資格を独自に認定し、その普及を図ってきた。

一方、現場における作業の中核的な役割を担う基幹技能者の育成を図るため、平成11年に策定した技能開発計画を見

直したうえ、平成19年度より防水基幹技能者認定講習会を実施することになった。

既に昨年11月の理事会において、「基幹技能者制度推進委員会」、「基幹技能者認定委員会」、「基幹技能者ワーキンググループ」の設置が議決され、改訂技能開発計画の策定、試験事務規定の整備に向け検討が行われている。

スケジュールとしては、今年5月までに認定講習会テキストを作成、6月に講習会を実施、講習終了時の終了考査により合格基準に達したものを合格者として認定し基幹技能者データベースへ登録する予定となっている。

受講資格としては、経験年数が現場経験10年以上（職長経験3年以上含む）、資格等が1級防水技能士、そのほかとして会員企業の推薦があること、という内容が予定されている。

各地における講習会開催については、6月の認定講習会の状況を見た後、暫時開催する予定である。

活用しよう！職業能力評価基準

中央職業能力開発協会に全防協が協力して取りまとめられた、防水工事業職業能力評価基準は、平成17年6月に同開発協会ホームページ(<http://www.javada.or.jp/>)で公表されるとともに、自由にこれをダウンロードし、自社向けに内容を手直しして使えるようになりました。全防協では会員にこれを広く利用していただくため、別途印刷物の報告書を配布するとともに、これまで機会あるごとにこの基準作成の目的や活用方法等について広報活動を行ってきております。

景気は全体としては拡大が続いているようですが、建設専門工事業の経営環境は良くなるどころか、むしろ悪化している状況にあります。この厳しい時にこそ、評価基準をもとに、最大の経営資源である人材の適正な評価の仕組みを貴社の実態に見合った内容で構築し、経営に生かしていきましょう。

評価基準は従業員の能力評価だけが目的ではない

評価基準という言葉から、従業員を客観的に評価する基準を示したもので、人事制度としての能力評価の整備に使うものとして捕らえがちです。確かにそうした目的もありますが、実は評価基準には次のような目的もあるのです。

・ 社内の仕事を洗い出すことで、個々の従業員の能力(人材レベル)を把握し、社内の人材構成(年齢構成ではありません)やその充足状況を確認し、

図1 職業能力評価基準の枠組み

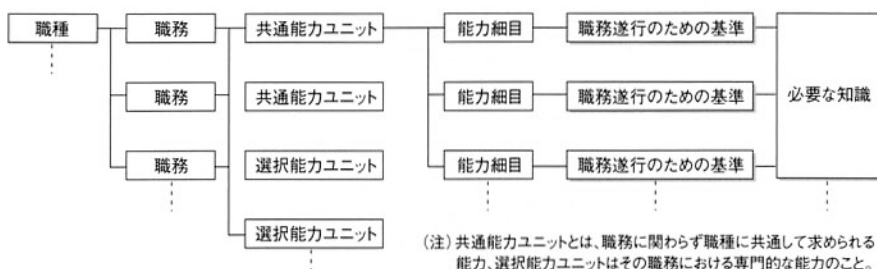


図2 防水工事業におけるレベル区分の目安

レベル区分	レベル区分の目安
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者を補佐し、または経営者の代理として業務を遂行するために必要な能力水準 ・ 会社全体について方針や政策を立案する業務を遂行するために必要な能力水準 ・ 経営的な判断および意思決定に参画するために必要な能力水準 ・ 業績を上げるための営業統括管理的な業務を遂行するために必要な能力水準 ・ 利益を向上させるための工事統括管理的な業務を遂行するために必要な能力水準
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部門や職場を統括し、計画的に職務を遂行させるために必要な能力水準 ・ 顧客、他業種等と調整、問題解決をするために必要な能力水準 ・ 与えられた持ち場で管理運営業務を遂行するために必要な能力水準 ・ 部下や作業班をまとめ、業務を指示し指導するために必要な能力水準
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案を行うために必要な能力水準 ・ 創意工夫をこらして、指示がなくても自主的に行うために必要な能力水準 ・ 職務に関する専門分野の向上や拡大を行うために必要な能力水準 ・ 作業班の一員として責任を持って任せられた仕事を遂行するために必要な能力水準
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型的または基本的な仕事を遂行するために必要な能力水準 ・ 部分的に指導を受けることもあるが、定められた手順に従って仕事を遂行するために必要な能力水準 ・ 作業班の一員として指示を受け、ある程度任せられた仕事を遂行するために必要な能力水準 ・ 作業指示または指導管理下で行う仕事を遂行するために必要な能力水準
エントリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事を覚えていくための基礎的な仕事を遂行するために必要な能力水準 ・ 入社後の見習い期間でマスターすることが期待される仕事を遂行するために必要な能力水準 ・ 上司や先輩から逐一指導を受けながら行う仕事を遂行するために必要な能力水準

自社の強みや弱みを把握して、採用や教育、研修などに役立てる。

・ 従業員に対して、自らの能力を把握

させるとともに、キャリア形成の目標を持たせ、積極的にチャレンジできる環境を整える。

評価基準の構成を理解しよう

評価基準にはたくさん表があるので、一見すると難しそうですが、次の(1)から(4)のことが解っていれば、内容がよく理解できるようになります。

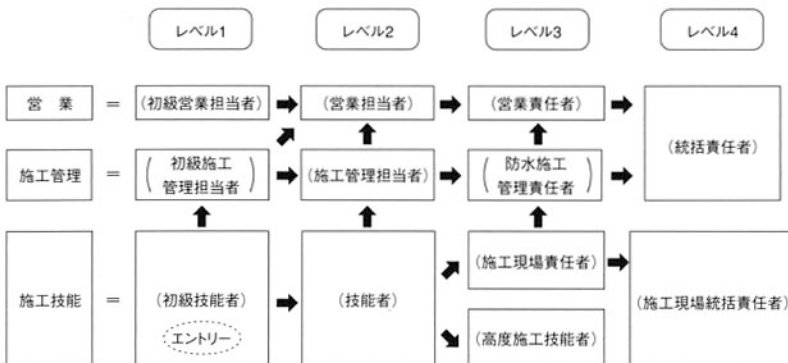
(1) 評価基準の枠組み

評価基準では、仕事の内容を「職種」→「職務」→「能力ユニット」→「能力細目」といった細分化をしています(図1参照)。なお、防水の評価基準では、作成に当たり「職務」を「営業」「施工管理」「施工技能」の3つに絞ってまとめています。

(2) レベル区分の目安

評価基準では、企業において期待される責任・役割の範囲と難易度によって4つの能力段階(レベル)を設定しており、防水の評価基準ではレベルの目安を図2のように定めています。

図3 キャリア形成の例示



(注)カッコ内の職務名の例示はサンプルであり、実際とは異なる場合がある。

(3) キャリア形成の例示

防水の評価基準では、3つの作業職種におけるキャリア形成の例を図3のように掲げています。なお、図中の矢印は、一般的に考えられる流れを示しています。

(4) 評価基準における3様式

評価基準における様式は、次の3つの種類があります。

ひとつには、評価基準として作成した職種と職務を一覧できる「全体構成(様式1)」で、次に職務の内容を細分化した「能力ユニット一覧(様式2)」、それに能力ユニットごとにそれぞれのレベルに応じた職務行動例を示した「職業能力評価基準(様式3)」です。この3つの様式は図4のような関係にあります。

導入事例



実際に職業能力評価基準を基に評価制度を整備された、吉田建設工業株式会社(東京都)の吉田社長にお話を伺いました。

Q: 貴社が防水工事業の職業能力評価制度をもとに評価制度を導入されたのは、いつごろでしょうか。

A: 中央職業能力開発協会のホームページに公表されてからすぐに決意し、準備を進め、平成18年2月に導入しました。

Q: 評価制度は、以前にも作られていたのですか。

A: ええ、ありましたが、だいぶ前に定めたものでしたし、非常に大まかな内容でした。従って、給与の決定に対しても、曖昧なところがありました。

Q: 導入された成果や良かった点としては何が挙げられますか。

A: 新入社員から中堅社員に至るまで、キャリアアップの為の具体的な目標が、より明確になったことによって、社員一人一人のモチベーションが向上しました。同時に給与の決定が実力に見合ったものとなったので、上昇志向も更に強くなったと感じています。

図4 事務系職種の例

全体構成(様式1)					
職種	職務	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
経営企画	経営企画	スタッフ	シニアスタッフ	スペシャリスト	マネジャー
人事	人事				
総務	総務				
経理	経理				
IT	IT				
品質管理	品質管理				
安全管理	安全管理				
労務	労務				
環境衛生	環境衛生				
設備管理	設備管理				
その他	その他				

能力ユニット一覧(様式2)					
職種	職務	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
経営企画	企業戦略とコンプライアンス	00C00111	00C00122	00C00133	00C00144
		00C00112	00C00123	00C00134	00C00145
		00C00113	00C00124	00C00135	00C00146
		00C00114	00C00125	00C00136	00C00147
人事	企業戦略とコンプライアンス	00C00211	00C00222	00C00233	00C00244
		00C00212	00C00223	00C00234	00C00245
		00C00213	00C00224	00C00235	00C00246
		00C00214	00C00225	00C00236	00C00247

職業能力評価基準(様式3)				
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
スタッフ	シニアスタッフ	スペシャリスト	マネジャー	シニアマネジャー
共通能力ユニット				
企業戦略とコンプライアンス				
職務行動例				
必須知識				
必須スキル				

(注) 図4は事務系職種の能力評価基準の例ですが、防水工事業でも、同じ構成となっています。

「平成18年度防水施工管理技術者 認定試験」合格者発表

(社)全国防水工事業協会(高山宏会長)は10月16日に行った「平成18年度(第4回)防水施工管理技術者認定試験」の結果を11月30日に発表しました。合格者数はⅠ種(屋根・屋内・地下・水槽等)が58名、Ⅱ種(外壁等)が7名。

本制度は、防水工事に関する経験と知識を有する技術者を公正に評価し、優れた防水施工管理技術者を育成することを目的に、当協会が独自に実施しているもの。第1回から第4回までの試験合格者数の累計は、Ⅰ種が303名、Ⅱ種が39名となりました。

合格者の氏名並びに所属企業は次の通りです(受験番号順、敬称略)。

Ⅰ種

《氏名》	《会社名》
富岡 大和	(株)トミヨシ商会
大橋 大樹	高山工業(株)
中野与史樹	高山工業(株)
野口 修	(株)マサル
神野 雅俊	奥山化工業(株)
今井 武義	瀝青建材(株)
和多田雅治	瀝青建材(株)
三上 吉宗	(株)アマノ
木下 常雄	(株)アイ・レック
細川 典男	(株)アイ・レック
池村 博海	(株)アイ・レック
羽富 忠士	(株)ベクター
岡部秀一郎	(株)ケルビン
内田 家二	(株)ケルビン

柿原健太郎	(株)ケルビン
山本 豊康	シマツ防水(株)
堀川 良人	(株)静岡コーキング工業
遠藤 克徳	中村瀝青工業(株)
得田 景士	日精工業(株)
中塚 弘	(株)折橋政次郎商店
水野 由廣	(株)折橋政次郎商店
池田 利明	北川瀝青工業(株)
野村 哲司	北川瀝青工業(株)
井上 大輔	北川瀝青工業(株)
早本 浩司	北川瀝青工業(株)
岡本 清	北川瀝青工業(株)
向田 克之	北川瀝青工業(株)
山口 智	北川瀝青工業(株)
笠原 一晃	北川瀝青工業(株)
松原 康志	魚津防水(株)
安田 昌晃	平井技研(株)
服部 宏幸	石橋建材(株)
田井 勢二	大池建工(株)
坪井 徹	大池建工(株)
横濱 修次	中央建材工業(株)
稲垣 晃	中央建材工業(株)
今井 大介	田村化工(株)
山崎 慶彦	(株)道工
三宅 学	アオケン(株)
才谷 広樹	アオケン(株)
西田 誠一	丸福建材工業(株)
小幡 孝慈	(株)西部産工
山本 東	日興工業(株)
黒木 徹	(株)クロキ工業
米田 寿博	日新興業(株)
岩永 忠敏	(株)シンエイ



木田 寛士	日新興業(株)
甲斐 淳林	日新興業(株)
深江 公司	(株)日商建材
宮原 正雄	(株)日商建材
金田 一平	(株)昭和商业
中山 隆一	(株)日商建材
藤森 嗣朗	棚田建材(株)
佐竹 五揮	(有)藤井技建工業
森下 繁樹	北川瀝青工業(株)
新田 至郎	北川瀝青工業(株)
佐藤 淳郎	玉木興産(株)
紙川 勝見	(有)紙川防水興業

Ⅱ種

《氏名》	《会社名》
森井 凡	(株)ケルビン
小林 隆	(株)ベクター
細江 透	(株)ウオーター・ブルーフ・ エノキヤ
福原 一	日新興業(株)
長友 文明	日新興業(株)
竹村 敦博	西照工業(株)
楠橋 弘久	大芝建材(株)

「防水材の環境対応について」 メーカー団体と懇談会を開催

当協会技術委員会(蔭山雅信委員長)では昨年11月、下記日程により各防水材料メーカー団体と「防水材の環境対応」をテーマとした懇談会を開催した。

これまで、認定制度教本「建築防水の施工管理」の内容や防水保証、防水工法に関する問題点について懇談会を開催して意見交換を行ってきたが、今回は特に各団体における防水材の環境対応への取り組みについて説明を受け、環境問題に関する理解を深めた。

その他、施工法等に関する問題についても意見交換を行い、相互に有意義な情報を得ることができた。今後も必要に応じて定期的に懇談の機会を持ち、メーカーと工事業者がエンドユーザーへの対応など業界の諸問題について協力していくこととなった。

当委員会として各メーカー団体には、アスベストや特化物などの有害物質に関する情報の公開、環境問題に関する対応窓口の設置、「防水施工法」改訂の際の編集協力を依頼した。当日即答できなかった問題については、後日連絡をいただくこととした。各懇談会において討議された問題点等の概要は以下のとおり。

●ケイ酸質系塗布防水材料協議会

・JASS 8の改訂作業を行っており、材料・現場・廃棄などの項目について環境対応の表現を入れた提案を行っている。

[全防協からの要望など]

- ・防水材の廃液、廃缶、使用済工具、「はけ」を洗浄した廃液などの処理方法について資料を作成いただきたい。
- ・飲料水や生物を入れる水槽を施工する際の注意事項と点検方法をまとめていただきたい。
- ・セメント系防水工事作業の技能検定の受検者が年々減少していることについて、受検者増加の働きかけ、及び検定費用節減のため試験架台の簡略化を検討いただきたい。

開催日	時間	工法	メーカー団体
11月 7日(火)	午後 (1:30~3:30)	セメント系	ケイ酸質系塗布防水材料協議会
			ポリマーセメント系塗膜防水協議会
11月14日(火)	午後 (1:30~3:30)	アスファルト系	アスファルトルーフィング工業会
			トーチ工法ルーフィング工業会
			すいこう会
11月20日(月)	午後 (1:30~3:30)	シート系	合成高分子ルーフィング工業会
11月28日(火)	午後 (1:30~3:30)	塗膜系	日本ウレタン建材工業会
			FRP防水材工業会

●ポリマーセメント系塗膜防水協議会

・日本建築学会主催による「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針(案)・同解説」に関する講習会が終了した後、技能検定の実施や環境問題について取り組みたい。

[全防協からの要望など]

- ・防水材に含有する環境ホルモン等の有害物質の有無に関する資料をまとめていただきたい。
- ・防水工事業者が同時に請け負う場合のある防食工事のガイダンス的資料があるとよい。
- ・防爆型の投光器、攪拌器、作業環境測定器具に関する資料があればいただきたい。

●アスファルトルーフィング工業会 (ARK)

- ・パンフレット「アスファルトとアスファルト防水について」<アスファルト防水の人体と環境への影響>を活用して、官公庁に対してアスファルト防水をPRしている。
- ・さらに煙の発生を少なくする溶融釜の開発や、アスファルト自体についても石油メーカーからサンプルを取り寄せて実験を行っている。

[全防協からの要望など]

- ・アスベストに関してパンフレットの作成など情報を公開していただきたい。
- ・撤去したアスファルトの処分方法やアスファルト系の材料が手についた際の洗浄方法を教えていただきたい。
- ・エマルジョン系の材料を使用して施工した後の「はけ」などの洗浄水の処理方法を教えていただきたい。

●トーチ工法ルーフィング工業会 (TRK)

- ・施工時の臭いの発生はほとんどないので、環境対応の工法としてPRしてきた。今後の方向としてトーチバーナーを使用しない機械的固定工法の開発に取り組んでいる。
- ・トーチ工法とあわせて、アスファルト防水の製品を営業品目としている会社が多い。

[全防協からの要望など]

- ・エマルジョン系の材料を使用して施工した後の「はけ」などの洗浄水の処理方法を教えていただきたい。

●すいこう会

- ・ゴムアスファルト系防水材は水系の材料のため、環境問題に適している。
- ・防水材の臭いが少ないことについて特に積極的なPRはしていないが、最近住宅街における施工が増えてきている。

[全防協からの要望など]

- ・エマルジョン系の材料を使用して施工した後の「はけ」などの洗浄水の処理方法を教えていただきたい。

●合成高分子ルーフィング会 (KRK)

- ・当会で発行している「シート防水マニュアル」に、リサイクル、環境対応仕様について記載している。
- ・BTXフリーなどと呼ばれているベンゼン、トルエン、キシレンを使用しない接着剤、水系接着剤を使用する工法、全面機械的固定工法、EVA樹脂系の密着工法が環境対応仕様となっている。
- ・露出断熱工法は省エネルギーに向いている工法で昨年11月に当会が主催した研修会でも取り上げ、PRしている。

[全防協からの要望など]

- ・過去にアスベストを含有していた製品について、情報の把握など問合せのあった際の対応窓口を設置いただきたい。
- ・機械的固定工法の工具や誘導加熱工具がメーカー毎に異なっているので統一できないか検討いただきたい。
- ・ポリマーセメント系接着剤や塗料の降雨による河川への流出対策、「はけ」などの工具の洗浄水の処理方法を教えていただきたい。

●日本ウレタン建材工業会 (NUK)

- ・2002年5月に「ウレタン防水環境宣言」を制定した。工業会では「環境対応型ウレタン防水材認定制度」を開始して、環境基準及び品質基準に適合した製品を認定し、環境対応の進展を図っている。
- ・パンフレット「ウレタン防水環境宣言」を作成し、学校や病院などに配布している。

[全防協からの要望など]

- ・ホームページ、日本建築学会における発表を通じて特化物等の有害物質の含有問題について情報を公開していただきたい。
- ・防水層の耐根性について情報を公開していただきたい。
- ・吹付け工法における防水材の飛散対策を検討いただきたい。

●FRP防水材工業会 (FBK)

- ・環境問題対策委員会を設置し、「FRP防水用ガラスマット取扱説明書」、「FRP防水用硬化剤取扱説明書」、「スチレンに関する環境ホルモン問題について」、「FRP防水工事における臭気について」等の資料をまとめ、セミナーで紹介している。
- ・現在、FRP防水の臭いが施工後、どれくらい残っているか試験を行っており、今後、試験結果を発表する予定である。

[全防協からの要望など]

- ・FRP防水を施工する際の注意点をまとめたQ & A形式の資料があるとよい。
- ・地下深い所での施工など施工が難しい場所の例示や、安全に作業する方法などの資料があるとよい。
- ・防爆型の照明器具をどこで購入したらよいか情報をいただきたい。

防水材料メーカー団体の 上部組織を設立

日本防水材料連合会



防水材料メーカー団体である、アスファルトルーフィング工業会(略称:ARK/清野三郎会長)、合成高分子ルーフィング工業会(略称:KRK/駒井幸夫会長)、日本ウレタン建材工業会(略称:NUK/角田孝郎会長)、ならびにトーチ工法ルーフィング工業会(略称:TRK/筒井清光会長)は、その上部組織とする「日本防水材料連合会」を平成18年7月25日に行われた設立総会において正式に発足させ、4月1日に遡って設立した。

防水業界の環境を含めた社会的使命や役割が益々高まる中で、各メーカー団体では、これまで事業をそれぞれ個々に展開していたが、材料や工法に違いがあるものの、業界の発展という防水材料メーカー団体としての目的は同じであることから、結束して諸課題について取組み、互いに連携の取れる体制を構築していくことで、業界の発展と更なる業界の地位向上にむけて同連合会が結成された。

同連合会は各メーカー4団体の会員企業44社からなり、各団体から2名ずつ選出された、理事会、運営委員会、技術委員会、広報統計委員会によって組織されている。初代会長にはTRK会長の筒井清光氏(宇部興産(株)建材事業部副事業部長)、副会長にはARK副会長の猪野瀬正明氏(田島ルーフィング(株)専務取締役)、NUK会長の角田孝郎氏(旭硝子ポリウレタン建材(株)取締役社長)、会計監事にはKRK会長の駒井幸夫氏(東洋ゴム工業(株)執行役員)が就



▲設立総会のようす(円内は、新会長に就任したTRKの筒井会長)

任した。

10月19日、東京・中央区の東京八重洲ホールにて開催された設立記者会見において、筒井会長は、「メーカー団体として、材料だけでなく、良い防水を作っていくことが業界の発展のためには重要である。そのためにも全防協やBCSなどの外部組織と連動しながら活動を行うとともに、一年を通して活動を行った上で、見えてきた課題について取り組んでいきたい」と、今後の活動の抱負を語った。

各委員会の平成18年度事業計画として、運営委員会では、①事業スケジュール及び予算監理、②連合会事務局の整備、③連合会の年度計画の立案と推進、④官公庁や他団体との交流、⑤各委員会や部会間の調整、⑥理事会への答申。広報統計委員会では、①ホームページの開設、②生産量や販売

量の集計、③設立案内文書やパンフレットの作成、④保証制度について。また、技術委員会では、①日本建築学会大会への対応や各WGへの取組み、②防水理論・技術の研鑽、③JASS8、公共建築(改修)工事標準仕様書改訂への取組み、④共同研究として環境問題への対応や耐風性に関する各種試験方法の提案、などが盛り込まれた。なお、保証制度や環境問題については特に重点的な課題として長期的なテーマとして取り組んでいくとしている。

今後は、内部組織の充実を図り、他の防水材料メーカー団体の参加も含めて、総合的な防水材料メーカー団体としての地位の確立を目指す。

事務局：東京都中央区新川1-3-2
(KRK事務局内)

☎：03-3206-2337

建設工事の施工の適正化に向け建設業法改正 一部は4月1日から施行へ

構造計算書偽造による耐震偽装が明らかとなり、国民の建築物に対する安全性や建築士制度に対する信頼が揺らぐ事態となったことを受け、その信頼を取り戻すための法案が昨年11月30日に衆議院を、12月13日に参議院で可決、成立し、20日に公布されました。

成立したのは、「建築士法等の一部を改正する法律」で、「建築士法」「建築基準法」「建設業法」「地方自治法」「登録免許税法」「住宅の品質確保の促進等に関する法律」などが一部改正されました。

うち、「建設業法」の一部改正の概要は、次の通りです。

①分譲マンションのように発注者とエンドユーザーが異なる建設工事における一括下請負を禁止(第22条第3項)

改正前は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は一括下請負を禁止していませんでしたが、「多くの者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」については一括下請負を全面的に禁止することとなりました。なお、政令では対象に分譲マンションとともに賃貸マンションも加えられる見込みです。

②監理技術者の配置を民間工事にも拡大(第26条第3項第4項)

公共工事で義務付けられている、資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置について、公共性のある重要な民間工事への適用対象が政令で定めるとされていたため事実上対象外でしたが、改正で削除されました。これにより、公共性のある

重要な民間工事も対象となりました。

③施工に関する記録の保存(第40条の3)

これまでは、請け負った工事の名称等を記載した帳簿と、その添付書類としての請負契約の写し等を保存していればよかったのですが、今後は施工に関する事実関係の証拠となる書類も対象となりました。具体的には省令で定められます。

④工事監理に関する報告(第23条の2新設)

改正建築士法第18条第3項は、建築士は工事が設計図書の通りに施工されていないと認めるとき、直ちに施工者に対してそれを指摘して設計図書通りに行うよう求め、施工者がそれに従わない場合には建築主(発注者)に報告することとされました。このように、建築士と施工者との間で設計図書通りの施工であるかについての見解が相違する場合には、建築主が適切に判断できるよう、施工者の側も従わない理由について報告することが建設業法にも加えられました。

⑤建設工事紛争審査会の紛争解決手続きへの時効中断効の付与(第25条の15、16新設)

これまで、建設工事紛争審査会の斡旋、調停に関しては、時効中断がなく、消滅時効が迫っている場合には同審査会の利用を躊躇してしまう不便がありました。今年4月1日に施行される「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)では、法務大臣の認証を受けた紛争解決事業者が行う紛争解決手続きにおいて、途中で紛争解決手続きを打ち切ること

になった場合に時効中断が認められていることから、同審査会についても紛争解決手続きを途中で打ち切ることが出来ることとし、それに伴って訴訟が起こされた場合には、申立時に遡って時効の中断を認め、斡旋又は調停の申請の時に訴えの提起があったものと看做されることになりました。⑥建設工事紛争審査会の紛争解決手続きと平行して行われる訴訟手続の中止(第25条の17新設)

裁判となった後に、その紛争の内容やその後の事情によっては紛争審査会の利用を希望する場合もあることから、紛争審査会と平行して裁判を継続することによる当事者の労力、費用、時間等の負担を軽減するため、当事者の共同申立てによって裁判所は4ヶ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止できることになりました。

※⑤⑥は本年4月1日から施行され、①～④は公布の日から起算して2年を超えない範囲の政令で定める日から施行されます。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)

ADR法は、裁判外紛争解決手続についての基本理念、国・地方公共団体の負う責務、民間事業者の行う和解の仲介などについて定めた法律です。法務大臣が和解の仲介業務(主に調停、あっせん)を行う民間事業者を認証(※)する制度を設け、この認証事業者による和解の仲介に、時効の中断・訴訟手続の中止といった法的効果を与えています。(※仲裁は仲裁法があるので、認証対象外)

「防水施工管理技術者」認定制度 について

●認定制度実施の経緯

認定資格制度創設の検討が始まったのは、全防協「5カ年計画事業」が策定された1995年（平成7年）10月までさかのぼる。この中で、協会独自の認定資格制度（防水施工管理技術士（仮称）および基幹的防水技能士（仮称））を創設し、これらの資格者の育成と活用により、施工能力の向上を図ることになった。

その後、8年という長期にわたる検討期間を経て、第1回試験が2003年（平成15年）10月に東京で、第2回試験は2004年（平成16年）10月に東京と大阪で実施され、これまでの4回の試験で認定者数は表の通りとなっている。また、2005年（平成17年）2月から3月にかけて特別認定者に対する防水施工管理技術者更新講習会が各支部において実施され、資格の更新が行われている。

●「防水施工管理技術者」とは

当協会の正会員企業各社の社員で防水工事に関する豊富な経験と知識を有し、一定の資格を有する者を対象に当協会が認定試験を実施し、その合格者で当協会会長より「防水施工管理技術者」の称号を付与された者をいい、防水工事に要求される品質性能を正確に理解し、設計及び現場における種々の問題点を正確に把握して状況に適応した改善提案を行うと同時にその指導と管理に万全を期し、施工管理計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理を遂行することを責務とする。

表 「防水施工管理技術者」認定者数

交付日	種別			備考
	I種	II種	計	
第1次特別認定 (平成13年3月27日)	112	39	151	本部役員(30名、I・II)、統括主管 資料作成委員、支部試験委員
第2次特別認定 (平成14年3月28日)	46	3	49	各支部から推薦のあった 試験実施協力者
〔特別認定者 計①〕	158	42	200	
第1回試験 (平成15年12月1日)	49	8	57	第1回試験(10/21)合格者
第2回試験 (平成16年12月1日)	73	11	84	第2回試験(10/19)合格者
第3回試験 (平成17年12月1日)	123	13	136	第3回試験(10/17)合格者
第4回試験 (平成18年12月1日)	58	7	65	第4回試験(10/16)合格者
〔試験合格者 計②〕	303	39	342	
認定者 計〔①+②〕	461	81	542	

●「防水施工管理技術者」認定制度の目的

「防水施工管理技術者」認定制度は全防協の定款第1章第4条（事業）の各号に基づき、会員企業各社の企業内教育を支援し、防水工事の社会的な信頼を築くため、防水工事に関する豊富な経験と知識を有する者を公正に評価し、優秀な施工管理技術者を育成することを目的とする。

施工管理などに関しては既に国家資格若しくは国家資格に準ずる内容のものもあるが、これらの資格者を有している企業が必ずしも防水工事の施工管理能力が高い企業とは限らない。発注者、設計者、ゼネコン並びにエンドユーザーに対して防水工事に関する豊富な経験と知識を有する優秀な施工管理技術者がいる専門業者へ発注することが安心であることを今後、全防協は本認定制度試験の実施に併せて対外的に大いにPRしていく。

●「建築工事監理指針」(平成16年版)に
本制度に関する記述が記載

2005年(平成17年)3月に社団法人公共建築協会から発刊された「建築工事監理指針」(平成16年版)に初めて本制度の記述が記載された。今後の資格者数増加に向け、追い風となることが期待されている。今後は資格者数の一層の増加を図り、関係諸団体のご協力を得て、建設業界で広く認知される資格となることを目指している。

◎「防水施工管理技術者」認定試験実施概要

名称：防水施工管理技術者認定試験

実施機関：認定制度管理委員会

受験種別：Ⅰ種(屋根・屋内・地下・水槽類等)とⅡ種(外壁等)の2種類

受験資格：次の①から③を満たしている者

①当協会の正会員企業各社の正社員であること

②建築防水工事においてⅠ種とⅡ種とに掲げる部位についての施工管理の実務経験がⅠ種については7年以上、Ⅱ種については5年以上あること

③次のいずれかの資格を有していること

- ・建築士(1級または2級)
- ・建築施工管理技士(1級または2級)
- ・建築仕上げ改修施工管理技術者
- ・建築仕上診断技術者

試験時期：10月

試験場所：東京及び大阪

試験内容：①試験方法：四肢択一式及び真偽式試験

②出題範囲：建築一般及び防水工事

受験料：1名につき30,000円(消費税込み)

合格発表：11月末日

研修会：9月から10月にかけて受験者を対象とした研修会を開催

●トピックス●

ポリマーセメント系塗膜防水の 施工指針を解説

(社)日本建築学会材料施工委員会(田中享二委員長)はこのほど、「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針(案)・同解説」をまとめ、その内容を説明する講習会を、東京と大阪で開催した。

東京地区の講習会は、昨年11月2日に港区の建築会館ホールで行われた。冒頭挨拶に立った材料施工委員会の田中委員長は、「建築学会の主たる仕事は学術に関することだが、それを社会に反映させるのも大きな役目だ。特に当委員会は、実務とのつながりが強い。工事量の多さで言えば、防水工事はコンクリート、鉄骨に次いで3番目であり、その役割の大きさがわかる。防水工事の数ある仕様のなかで、ポリマーセメントを用いるものは以前より行われていたが、技術的な整備が遅れていた。今回、委員の方々によるさまざまな調査、

検討の結果として指針案が完成し、うれしく思う」と、指針案がまとまったことの重要性を語った。

次いで、ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指針作成小委員会の土田恭義主査が主旨説明を行った。土田氏は、「標準化をめざす活動は、6年前にスタートした。調査を始めた当初は、各社で材料にバラつきがあり、標準化が急務と感じた。オブザーバーを含め20名ほどのメンバーで、ほぼ変わらぬ構成で取り組んできた。メンバーの方々のご努力があって、この指針案は出来上がった。これは、ポリマーセメント系塗膜防水のさらなる標準化の足がかりになるもので、実に意義深いものだ」と、指針案作成までの経緯を説明した。

その後、同書の各項目の内容に関し、それぞれの執筆担当者より解説がなされた。

研修会、講習会等報告

〔東北支部〕

開催日：平成18年6月21日(水)

開催場所：仙台ガーデンパレス（仙台市宮城野区）

テーマ：「時代はデジタル……」（講師：松本洋一氏）

参加人数：42名

〔関東・甲信支部〕

●「石綿障害予防規則に基づく特別教育」講習会

開催日：平成18年4月26日(水)

開催場所：アピリティガーデン（東京都墨田区）

テーマ：石綿障害予防規則に基づく特別教育

参加人数：58名

●第13回実務研修会

開催日：平成18年8月23日(水)、29日(火)、9月6日(水)の3日間

開催場所：東京都立品川技術専門学校（東京都品川区）

テーマ：建設CAD初級（AutoCAD 2006）

参加人数：7名

●第14回実務研修会

開催日：平成18年11月14日(火)

開催場所：コープビル（東京都千代田区）

テーマ：税務及び経理（特に法人税の基礎）

参加人数：25名

〔近畿支部〕

●パソコン講習会

シリーズになりましたパソコン講習会、今回は「メール基礎応用」を行いました。

開催日：平成18年4月13日(木)午後

開催場所：大阪産業創造館 パソコン実習室（大阪市中央区）

企画：ティエムランド

参加人数：15名

●「新会社法」講習会

会社法の改正に伴い「新会社法」の内、会員会社に関係するものについての講習会を6月の支部総会開催時に行いました。

開催日：平成18年6月16日(金)

開催場所：新大阪ワシントンホテルプラザ（大阪市西区）

講師：木下慎也 氏（協力 第一生命保険相互会社）

参加人数：75名

●技能検定講習会（前期分）

平成18年度前期学科試験は8月20日に行われました。それに先立ち講習会を開催、FRP防水工事作業受検者等多数の出席がありました。

開催日：平成18年8月3日(木)

開催場所：(財)大阪科学技術センター（大阪市西区）

テーマ：技能検定試験の学科講習〔建築一般・労働安全衛生・建築防水一般・専門別防水（FRP・ウレタン）〕

参加人数：70名

〔北陸支部〕

●国土交通省北陸地方整備局との個別懇談会

開催日：平成18年11月15日(水)

開催場所：金沢勤労者プラザ（石川県金沢市）

内容：①全防協の活動状況報告

②全防協より質問・要望提出

質問：「一括下請」の定義は？公共工事設計労務単価の調査方法とは？公共工事を請負施工する場合、建退共組合保険加入の必要性は？

要望：元下関係改善のための指導、元下関係をチェックする専門窓口の設置、オープンブック方式の早期導入

③地方整備局より当地方の状況及び近未来の動向の説明

参加者：〔全防協〕支部長ほか4名

〔国交省〕建政部より建設産業調整官ほか4名

〔四国支部〕

●研修会

開催日：①平成18年11月20日(月)

② 〃 12月7日(木)

③ 〃 12月21日(木)

開催場所：①たる井（愛媛県大洲市）

②ユアーズ（愛媛県新居浜市）

③グランフォーレ（愛媛県四国中央市）

テーマ：労働安全衛生関係活動（ノーダン運動）、新会社法、建専連補償制度・損害保険

全防協関係の表彰者紹介

木下彰久副会長に国土交通大臣表彰

2006年度の建設事業関係功労者として、当協会の木下彰久副会長（木下謹三商店・大阪府）が国土交通大臣表彰を受賞しました。同氏は、当協会の副会長のほか、業界団体の役員として業界の発展に尽力され、また永年に亘る建設業への貢献が評価されました。



木下彰久副会長

棚田理事に黄綬褒章

2006年秋の叙勲・褒章で当協会の棚田肇理事（棚田建材・兵庫県）が黄綬褒章を受章しました。同氏は、当協会の理事及び技術委員会の委員のほか、複数の業界団体でも役員の要職を務め、業界の発展に貢献されてきたことが評価されました。



棚田肇理事

全防協会員から2氏が技能検定関係功労で厚生労働大臣表彰

平成18年度の職業能力開発関係表彰式において、当協会関係では、木下剛氏（京葉シール・東京都）、伊藤正智氏（浜松シーリング工業・静岡県）の2氏が技能検定関係功労で厚生労働大臣から表彰されました。



木下剛氏



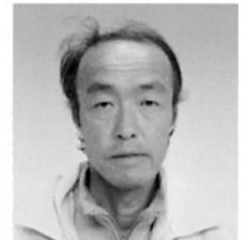
伊藤正智氏

全防協会員から4氏が優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）受章

「平成18年度優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）」顕彰式典において、当協会から推薦の防水工として尾形孜氏（山建工業・山形県）、丸山光昭氏（坂田工業・長野県）、鹿庭利春氏（中央建材工業・愛知県）、上田光博氏（シーレックス・京都府）の4名が表彰されました。



尾形孜氏



丸山光昭氏



鹿庭利春氏



上田光博氏

防水施工技能検定協団体調査

(平成18年度)

北海道	シリーング防水 北海道シリーング防水協同組合 シリーング防水協同組合(旭川)	セメント系防水 北海道塗膜防水工事事業協会	ウレタンゴム系塗膜防水 北海道塗膜防水工事事業協会	アクリルゴム系塗膜防水 北海道アスファルト防水工事事業協同組合	改質アスファルトシート防水 北海道アスファルト防水工事事業協同組合	合成ゴム系シート防水 北海道シート防水工事事業協会	塩化ビニル系シート防水 北海道塗膜防水工事事業協会	FRP防水 北海道塗膜防水工事事業協会
秋田県	秋田県シリーング防水協会	—	—	—	秋田県建築防水工事事業組合	秋田県建築防水工事事業組合	秋田県建築防水工事事業組合	秋田県建築防水工事事業組合
青森県	青森県シリーング防水協会	—	—	—	—	—	青森県防水工事事業協会	—
岩手県	—	岩手県防水工事事業協同組合	岩手県防水工事事業協同組合	—	—	岩手県防水工事事業協同組合	岩手県防水工事事業協同組合	岩手県防水工事事業協同組合
宮城県	東北シリーング防水協同組合	—	宮城県防水工事事業協同組合	宮城県防水工事事業協同組合	宮城県防水工事事業協同組合	宮城県防水工事事業協同組合	宮城県防水工事事業協同組合	宮城県防水工事事業協同組合
山形県	山形県防水工事事業組合	—	山形県防水工事事業組合	山形県防水工事事業組合	—	—	山形県防水工事事業組合	山形県防水工事事業組合
福島県	福島県総合防水工事事業協同組合	—	福島県総合防水工事事業協同組合	福島県総合防水工事事業協同組合	—	福島県総合防水工事事業協同組合	福島県総合防水工事事業協同組合	福島県総合防水工事事業協同組合
茨城県	茨城県防水工事事業連合会	—	茨城県防水工事事業連合会	茨城県防水工事事業連合会	茨城県防水工事事業連合会	茨城県防水工事事業連合会	—	—
群馬県	群馬県防水工事事業協同組合	—	群馬県塗表看板協同組合	群馬県防水工事事業協同組合	群馬県防水工事事業協同組合	群馬県防水工事事業協同組合	群馬県防水工事事業協同組合	群馬県防水工事事業協同組合
栃木県	栃木県防水技術士有成会	—	—	—	—	—	栃木県防水技術士有成会	—
埼玉県	埼玉県建設防水工事事業協同組合	—	埼玉県建設防水工事事業協同組合	—	—	埼玉県建設防水工事事業協同組合	埼玉県建設防水工事事業協同組合	埼玉県建設防水工事事業協同組合
千葉県	千葉県建設防水工事事業協同組合	—	千葉県建設防水工事事業協同組合	千葉県建設防水工事事業協同組合	千葉県建設防水工事事業協同組合	千葉県建設防水工事事業協同組合	千葉県建設防水工事事業協同組合	千葉県建設防水工事事業協同組合
東京都	東日本シリーング防水工事事業協同組合	ケイ酸系塗布防水材協議会	東京都塗膜防水技術検定協議会	東京都アクリルゴム技能検定協議会	東京都防水工事事業協会	東京都防水工事事業協会	東京都防水工事事業協会	東京都塗膜防水技術検定協議会
神奈川県	神奈川県建設防水工事事業協同組合	—	神奈川県建設防水工事事業協同組合	—	神奈川県建設防水工事事業協同組合	神奈川県建設防水工事事業協同組合	神奈川県建設防水工事事業協同組合	神奈川県建設防水工事事業協同組合
山梨県	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	—	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会	山梨県建設防水協会
長野県	長野県防水事業協会	—	長野県防水事業協会	—	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会	長野県防水事業協会
静岡県	静岡県シリーング防水工事事業協同組合	—	静岡県防水工事事業協会	静岡県塗表看板協議会連合会	静岡県防水工事事業協会	静岡県防水工事事業協会	静岡県防水工事事業協会	静岡県防水工事事業協会
愛知県	中部シリーング防水工事事業協同組合	—	(メーカー指導型)愛知県ウレタン塗膜技術検定推進協議会	愛知県アクリルゴム防水技術検定推進協議会(東亞合成)	全防協 中部支部	三ツ星ベルト株	ロンブルー防水事業協同組合東海支部	全防協 中部支部
三重県	三重県職業能力開発協会	—	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会	三重県職業能力開発協会
岐阜県	岐阜県防水事業協会	—	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会	岐阜県防水事業協会
新潟県	新潟県防水工事事業協同組合	—	新潟県防水工事事業協同組合	新潟県防水工事事業協同組合	新潟県防水工事事業協同組合	新潟県防水工事事業協同組合	新潟県防水工事事業協同組合	新潟県防水工事事業協同組合
富山県	富山県シリーング防水工事事業協同組合	—	富山県防水工事事業協会	富山県防水工事事業協会	富山県防水工事事業協会	富山県防水工事事業協会	富山県防水工事事業協会	富山県防水工事事業協会
石川県	石川県シリーング防水工事事業協同組合	—	石川県防水工事事業協同組合	石川県防水工事事業協同組合	石川県防水工事事業協同組合	石川県防水工事事業協同組合	石川県防水工事事業協同組合	石川県防水工事事業協同組合
福井県	福井県シリーング防水工事事業協同組合	—	福井県防水工事事業協同組合	福井県防水工事事業協同組合	福井県防水工事事業協同組合	福井県防水工事事業協同組合	福井県防水工事事業協同組合	福井県防水工事事業協同組合

都道府県別	シーリング防水	セメント系防水	ウレタン系防水	アクリル系防水	アスファルト防水	改質アスファルトシート防水	合成ゴム系シート防水	塩化ビニル系シート防水	FRP防水
大阪府	関西シーリング工事業協同組合	西日本建設防水協同組合	関西塗膜防水工事業協会	関西塗膜防水工事業協会	全防協 近畿支部	全防協 近畿支部	大阪府シート防水技術協議会	大阪府シート防水技術協議会	全防協近畿支部
京都府	京都建築防水協会 京都防水工事業協会	—	京都府塗表工業協同組合	京都府塗表工業協同組合	—	京都防水工事業協会	京都府建築リフォーム協同組合 京都防水工事業協会	京都府建築リフォーム協同組合 京都防水工事業協会	京都建築防水協会 京都防水工事業協会
滋賀県	滋賀県防水技術協議会	滋賀県左官工業組合	日本塗表技術センター	日本塗表技術センター	—	—	—	—	—
奈良県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県	和歌山県防水工事業協同組合	—	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	—	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合	和歌山県防水工事業協同組合
兵庫県	神戸防水協会	—	神戸防水協会	—	—	—	神戸防水協会	—	—
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合	岡山県防水工事業協同組合
広島県	中国シーリング工事業協同組合	全防協中国支部	中国塗膜防水工業会	中国塗膜防水工業会	全防協中国支部	全防協中国支部	全防協中国支部	全防協中国支部	中国塗膜防水工業会
山口県	山口県職業能力開発協会	—	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会	山口県職業能力開発協会
鳥取県	鳥取県防水工事業協同組合	—	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	—	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合	鳥取県防水工事業協同組合
島根県	島根県防水工事業協会	—	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会	島根県防水工事業協会
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	—	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合	徳島県防水工事業協同組合
香川県	四国シーリング工事業協同組合 香川支部	—	香川県防水工事業協会	塗表工業会香川支部	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会	香川県防水工事業協会
愛媛県	愛媛県防水工事業協同組合	—	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合	愛媛県防水工事業協同組合
高知県	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合	高知県防水工事業協同組合
福岡県	九州シーリング工事業協同組合	—	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会	福岡県防水工事業協会
大分県	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合	大分県防水工事業協同組合
佐賀県	佐賀県防水工事業協会	—	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会	佐賀県防水工事業協会
長崎県	長崎県防水工事業協同組合	—	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合	長崎県防水工事業協同組合
熊本県	熊本県防水工事業協会	—	熊本県防水工事業協会	熊本県防水工事業協会	熊本県防水工事業協会	熊本県防水工事業協会	熊本県防水工事業協会	熊本県防水工事業協会	—
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	—	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	宮崎県防水工事業協同組合	—
鹿児島県	—	—	鹿児島県防水工事業協同組合	鹿児島県防水工事業協同組合	鹿児島県防水工事業協同組合	—	鹿児島県防水工事業協同組合	鹿児島県防水工事業協同組合	—
沖縄県	沖縄県防水工事業協会	—	沖縄県防水工事業協会	沖縄県防水工事業協会	沖縄県防水工事業協会	沖縄県防水工事業協会	沖縄県防水工事業協会	—	沖縄県防水工事業協会

年度別「防水施工」技能士資格取得状況

作業別 級別	シーリング防水		セメント系防水		ウレタンゴム系防水		アクリルゴム系防水		アスファルト防水		塗装7カ所以上工事		合成ゴム系シート防水		塩化ビニル系シート防水		コンクリート・プレハブ建物の		FRP防水		合計	
	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
昭和51年度									178	136											178	136
昭和52年度					156	281			211	152			186	278	61	60					614	771
昭和53年度	85	269	49	28	130	237			142	136			144	310	38	52					588	1,032
昭和54年度	137	299	61	25	83	193			105	116			108	171	34	42	23	25			551	871
昭和55年度	121	237	56	6	80	183			195	130			137	180	24	31	19	23			632	790
昭和56年度	252	368	65	12	224	243			240	97			208	199	58	37	23	20			1,070	976
昭和57年度	173	244	49	2	114	150			186	88			131	104	56	21	13	18			722	627
昭和58年度	106	206	31	9	127	87			103	40			123	91	29	9	8	15			527	457
昭和59年度	123	211	44	4	145	126			123	32			151	97	37	29	11	7			634	506
昭和60年度	130	202	69	53	69	53	225	103	91	35			104	86	28	11					647	490
昭和61年度	118	218	33	3	103	86	154	87	83	34			116	84	41	13	14	9			662	534
昭和62年度	84	155	113	81	113	81	220	95	139	29			121	48	38	15					715	423
昭和63年度	194	240	46	6	128	77	179	82	159	29			170	75	85	20	24	6			985	535
平成1年度	197	262			122	86	155	52	100	19			143	67	67	18					784	504
平成2年度	194	247	23	1	131	92	74	43	75	33			110	106	98	30	3	7			708	559
平成3年度	161	294			114	145	78	39	88	39			152	103	92	46					685	666
平成4年度	187	232	46	5	145	159	75	35	94	36			145	113	77	52	5	14			774	646
平成5年度	188	267	61	5	167	129	133	35	67	22			125	112	59	44					800	614
平成6年度	337	481	53	6	217	192	140	39	93	44			138	108	93	58					1,071	928
平成7年度	320	357	68	7	191	214	115	41	96	34			134	107	89	39	9	18			1,022	817
平成8年度	278	386	50	8	189	192	71	44	97	43			146	88	100	54					1,839	815
平成9年度	346	404	48	7	226	207	85	36	105	31	256	36	112	86	103	57	3	4			1,284	868
平成10年度	372	299	56	5	293	196	56	28	70	28	233	43	105	101	116	61					1,301	761
平成11年度	409	366	52	15	274	224	80	28	63	20	193	29	132	67	107	67	0	0			1,310	816
平成12年度	355	295	44	4	340	211	56	18	82	34	108	27	117	77	160	52	0	0			1,262	718
平成13年度	460	266	32	5	291	188	34	24	85	22	164	34	138	62	137	37	0	0	304	99	1,645	737
平成14年度	422	320	34	11	327	157	39	14	116	25	111	27	119	44	125	51	0	0	384	152	1,677	801
平成15年度	498	237	30	5	304	134	60	27	82	14	115	12	120	29	125	30	0	0	316	131	1,650	619
平成16年度	630	239	50	5	501	137	131	20	139	21	149	18	164	24	218	28	0	0	328	61	2,310	553
平成17年度	492	132	31	0	451	123	67	11	69	7	159	18	156	17	266	24	0	0	358	75	2,049	407
平成18年度	525	150	42	1	426	58	72	15	2	0	4	0	0	0	1	0	0	0	363	101	1,435	325
計	7,894	7,883	1,154	185	6,181	4,641	2,299	916	3,478	1,526	1,492	244	3,955	3,034	2,562	1,088	155	166	2,053	619	31,223	20,302
																						51,525

(単位：名)

(社)全防協調査による ※平成18年度は前期合格発表分まで。

各県防水組合等一覧 (平成19年1月現在)

都道府県	名称	〒番号	所在地	役職名	代表者名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道防水工事業団体連合会	060-0032	札幌市中央区北2条東3丁目2-2 マルタビル札幌4F	会長	佐藤 孝之	011-222-5206	011-222-0046
秋田県	秋田県建築防水工事業組合	010-0851	秋田市手形十七流181-3 太田防水工業(株)内	会長	太田 広治	018-833-5870	018-835-5609
青森県	青森県防水工事業協会	038-0042	青森市大字新城字山田675-27 (株)青建防水工業内	会長	木村 盛義	0177-88-4843	0177-88-4480
岩手県	岩手県防水工事業協同組合	020-0004	盛岡市山岸1-4-17 奥羽工業(株)内	理事長	小林 敏英	019-623-0346	019-623-0347
宮城県	宮城県防水工事業協同組合	983-0836	仙台市宮城野区幸町3-11-10 東北レヂボン(株)内	理事長	葛西 秀樹	022-292-6446	022-292-6447
山形県	山形県防水工事業組合	990-8678	山形市流通センター3-8-1 山建工業(株)内	組合長	森谷 純一	023-633-3003	023-626-1330
福島県	福島県総合防水工事業協同組合	963-8071	郡山市富久山町久保田字前田40-2 郡山シーリング(株)内	代表理事	八巻 誠一	024-933-4242	024-933-4242
茨城県	茨城県防水工事業連合会	310-8641	水戸市笠原町600-15 (株)奈良屋内	会長	行田 彰邦	029-241-5141	029-243-2074
群馬県	群馬県防水工事業協同組合	371-0805	前橋市南町4丁目4-13	理事長	茂木 邦好	027-223-5303	027-223-5303
栃木県	栃木県建築防水工事業協同組合	321-0345	宇都宮市大谷町1235-7	代表理事	磯 誠	028-652-5020	028-652-5020
埼玉県	埼玉県建設防水工事業協同組合	339-0061	さいたま市岩槻区岩槻5367-3 (株)高信工業内	理事長	大谷 泰久	048-756-1622	048-756-1622
千葉県	千葉県建設防水工事業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央4-14-1 千葉不動産ビル4F	理事長	鹿島清太郎	043-222-4751	043-222-4734
(千葉市)	千葉都市防水工事業協同組合	260-0023	千葉市中央区出洲港9-10	理事長	下地 空男	043-242-8531	043-242-8531
東京都	東京都防水工事業協会	101-0025	千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	会長	山中 健治	03-5833-2780	03-5833-2781
神奈川県	神奈川県建設防水工事業協同組合	231-0002	横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5F	理事長	武田 義雄	045-212-1065	045-212-3464
(横浜市)	横浜市防水工事業協同組合	231-0012	横浜市中区相生町2-31	理事長	阿部 堅吾	045-681-4492	045-681-4493
(川崎市)	川崎市防水工事協力会	210-0914	川崎市幸区大宮町24 メゾン柏 (株)神奈川商会内	会長	武田 義雄	044-544-7877	044-544-6975
山梨県	山梨県建設防水協会	400-0826	甲府市西高橋町556-46 (株)原ライニング工業内	会長	日原 光基	055-232-8711	055-232-8233
長野県	長野県防水協会	390-0851	松本市大字島内3501-1	会長	宮崎 正博	0263-48-3501	0263-48-3502
静岡県	静岡県防水工事業協会	422-8045	静岡市駿河区西島821-1 静岡コーキング内	会長	青木 秀一	054-284-6301	054-284-6301
愛知県	東海防水工事業協会	451-0044	名古屋市中区菊井1-15-1 岡田建材(株)内	会長	堤 功	052-571-7611	052-561-2935
三重県							
岐阜県	岐阜県防水協会	507-0805	多治見市新富町2-16 (株)中部技研内	会長	田中 直樹	0572-22-7063	0572-24-3455
新潟県	新潟県防水工事業協同組合	950-0925	新潟市弁天橋通1-7-4	理事長	高橋 英樹	025-287-2000	025-286-7690
富山県	富山県防水工事業協会	933-0917	高岡市京町11-32 一公工業(株)内	代表幹事	小島 一元	0766-23-0391	0766-23-0361
石川県	石川県防水工事業協同組合	920-0935	金沢市石引1-3-25 三友化工(株)内	理事長	北本 芳則	076-221-4133	076-221-4149
福井県	福井県防水工事業協同組合	910-0015	福井市二の宮3-3-6 岡本ビル2F	理事長	房川 正己	0776-23-0669	0776-23-0669
大阪府	大阪防水工事業協会	531-0041	大阪市北区天神橋7-7-13 ヨネマルマンション102号	会長	山口 善一	06-6352-4414	06-6356-4004
京都府	京都防水工事業協会	601-8441	京都市南区西九条南田町56 (株)興亜内	会長	蔭山 雅信	075-662-0194	075-662-0194
滋賀県							
奈良県							
和歌山県	和歌山県防水工事業協同組合	640-8319	和歌山市手平1-2-22 生駒労務経営事務所内	理事長	成瀬 宏司	073-424-5723	073-426-5622
兵庫県	神戸防水協会	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-1 棚田建材(株)内	会長	中村勝太郎	078-841-3551	078-841-3553
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	700-0941	岡山市青江1106-3 コトキコーポラス102	理事長	岡村 秀男	086-223-6120	086-223-6120
広島県							
山口県	山口県防水工事業協同組合	753-0212	山口市大字下小鯖字大島3952-11	理事長	石田 康二	083-941-3507	083-941-3514
鳥取県	鳥取県防水工事業協同組合	682-0881	倉吉市宮川町188-9 シビックセンターたからや2階	理事長	安木 恭次	0858-23-4121	0858-23-4131
島根県	島根県防水工事協会	690-0049	松江市袖師町9-20 アオケン(株)山陰支店内	会長	森清 勲	0852-21-9551	0852-27-5559
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	771-0142	徳島市川内町沖島612-1 徳島ゴーレックス工業(株)内	理事長	坂口 憲司	088-665-3811	088-665-5228
香川県	香川県防水協会	760-0066	高松市福岡町2-13-22 マルエ工業(株)内	会長	飯岡俊一郎	087-821-8410	087-822-2857
愛媛県	愛媛県防水工事業協同組合	790-0002	松山市二番町4-1-5 愛媛県建築士会館5F	理事長	河野 通昭	089-933-5101	089-933-5186
高知県	高知県防水工事業協同組合	780-8014	高知市塩屋崎町2-10-35 岸防水工業(株)内	理事長	岸 岩男	088-832-7731	088-832-7879
福岡県	(注)福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	会長	早田 光夫	092-713-5263	092-713-5411
(福岡市)	福岡市防水協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	会長	坂上 達郎	092-713-5263	092-713-5411
(北九州市)	北九州市防水工事業協同組合	802-0082	北九州市小倉北区古船場町4-17 近藤ビル2F	理事長	山口 光政	093-531-4607	093-531-4609
大分県	大分県防水工事業協同組合	870-0901	大分市西新地1-9-28 東邦工業(株)内	理事長	伊藤今朝信	097-551-6686	097-551-6675
佐賀県							
長崎県	長崎県防水工事業協同組合	852-8121	長崎市三川町791番地15	理事長	高橋 裕	095-844-8502	095-844-8503
熊本県	熊本県防水工事業協会	860-0812	熊本県熊本市南熊本3-8-16	会長	迫田 隆弘	096-373-8052	096-373-8053
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	880-0036	宮崎市花ヶ島町屋形町1230 石丸ビル2F	理事長	白地 幸男	0985-22-1520	0985-22-1522
鹿児島県	鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403	理事長	上別府 満	099-239-2829	099-239-2829
沖縄県	沖縄県防水施工協会	903-0804	那覇市首里石嶺町4-164-3 (株)沖縄装美工業内	会長	照屋 正元	098-887-0674	098-887-3852

(注) (注) は特別会員 都道府県の () 内は政令指定都市

● お知らせ ●

— 第16回通常総会日程決まる!! —

本部の第16回通常総会の開催日が下記の通り決定しました。
会員の皆様多数のご出席をお願い致します。

開催日：平成19年6月1日(金) (開催時間未定)

開催場所：ホテル グランドパレス

東京都千代田区飯田橋1-1-1

TEL：03-3264-1111

都営地下鉄新宿線・半蔵門線 九段下駅下車 徒歩3分

営団地下鉄東西線 九段下駅下車 徒歩1分

JR線・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 徒歩7分